ID: 280

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用許可の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第16条
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（使用許可の取消し）

第16条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消すことができる。

(1)　許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。

(2)　市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。

(3)　他人に譲渡する目的をもつて使用権を取得したと認めたとき。

(4)　市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。

(5)　許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。

(6)　法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日